

令和 8 年度

釧路海上保安部シャワー室等整備工事

仕様書

第一管区海上保安本部

第1章 工事概要

1. 工事名称

釧路（部）シャワー室等整備工事

2. 施工場所

北海道釧路市南浜町5番9号

釧路港湾合同庁舎 釧路海上保安部

3. 履行期限

契約の日から令和9年3月19日まで

4. 工事概要

上記2. 施工場所において、4階旧食堂を男女別シャワー室等に改修するために必要な工事を行う。

5. 管理事務所等

【管理部署・本部監督職員】

第一管区海上保安本部 経理補給部経理課 営繕係

所在地：〒047-8560 小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎

電話：0134-27-0118（内線2226, 2227, 2228）

【現地監督職員】

第2章 一般共通事項

1. 適用事項

本工事は、設計図書及び仕様書に従い、施工するものとする。

2. 設計図書

設計図書とは、図面及び仕様書(現場説明及び現場説明に対する質問回答書を含む)をいう。

設計図書及び工事関係図書を、工事の施工の目的以外で第三者に使用又は閲覧させてはならない。

ただし、使用又は閲覧について、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。

3. 疑義に対する協議等

設計図書等に定められた内容又は明示のない箇所に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取り合い等の関係で、設計図書によることが困難もしくは不都合が生じたときは、書面により監督職員と協議すること。

4. 官公署その他への手続き等

工事の着手、施工及び完了にあたり、関係法令等に基づく官公署その他の関係機関への必要な手続き等は直ちに行い、生じた費用は受注者が負担すること。

また、関係法令等に基づく官公署その他の関係機関の検査に必要な資機材、労務等を提供すること。

5. 機材の品質等

使用する材料は、設計

7. 工事現場の安全衛生管理

工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり関係法令等に従ってこれを行う。ただし別に責任者が定められた場合はこれに協力すること。

工事現場においては、常に整理整頓を行い、特に危険箇所の点検を行うなど、事故の防止に努める。

8. 災害及び公害の防止

工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、関係法令等に従い適切に処置するとともに、特に下記の事項を守らなければならない。

- (1) 第三者に災害を及ぼしてはならない。
- (2) 公害の防止に努める。
- (3) 善良な管理者の注意をもってしても、なお災害又は公害の発生の恐れがある場合の処置については、監督職員と協議する。
- (4) 気象、海上気象の変化に注意し、事故の防止に努める。
- (5) 機械器具等の取り扱いに注意し、事故の防止に努める。

なお、第三者に対して損害を与えた場合は、請負者は適正な補償をしなければならない。

9. 臨機の処置

災害又は公害が発生した場合及び発生する恐れのある場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちに経緯を監督職員に報告すること。

10. 養生・後片付け

在来部分、施工済み部分、未使用材料などで、汚損又は損傷の恐れのあるものは、適切な方法で養生・保護を行うこと。

1 2. 工程表

着工に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受けること。

1 3. 施工計画書

着工に先立ち、施工計画書を作成し、監督職員の承諾を受けること。

1 4. 施工

施工は、設計図書及び「12、13」による監督職員の承諾を得たものに従って行うこと。

1 5. 工事写真

工事写真の撮影・整理及び提出方法等詳細は「営繕工事写真撮影要領」（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）による。

1 6. 竣工検査

他の請負者によって施工される工事との出合となる場合、監督職員の指示に従い関係請負者間において十分に協議を行い、相互に円滑な工事の実施に努めなければならない。

1 7. 竣工検査

- (1) 竣工検査とは、工事の完成の確認をするために、検査職員が行う検査をいう。
- (2) 現場代理人は検査に立ち会い、検査指摘事項については請負者の負担において適切な措置を講じなければならない。

1 8. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

第3章 特記仕様

本工事は本仕様書及び設計図書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（各工事編）」（最新版）、及び「公共建築改修工事標準仕様書（各工事編）」（最新版）による。

1. 工事内容

工事内容は本仕様書及び別添「特記仕様書」「図面」によるほか、下記のとおりとする。

2. 完成図書

工事完成時の提出書類は下記のとおりとする。

(1) 完成図面（出来形図）

CAD ファイル（形式：jww）にて電子納品とする。

(2) 工事に関する資料

(3) 工事工程写真及び完成写真

3. その他

(1) 工事施工日は、監督職員と十分に打ち合わせを行うこと。

(2) 工事完了後は速やかに監督職員に連絡のうえ、検査職員の立会いによる工事完成検査を受けること。工事完了は、工事完成検査の検査合格をもって完了とする。

釧路海上保安部シャワー室等整備工事

図面リスト

工事項目	図面番号	図 面 名 称	工事項目	図面番号	図 面 名 称
建 築 図			電気設備図		
	A-0 1	改修特記仕様書 1		E-0 1	電気設備特記仕様書 (1)
	A-0 2	改修特記仕様書 2		E-0 2	電気設備特記仕様書 (2)
	A-0 3	改修特記仕様書 3		E-0 3	コンセント設備 改修平面詳細図
	A-0 4	改修特記仕様書 4		E-0 4	電灯設備 改修平面詳細図
	A-0 5	改修特記仕様書 5		E-0 5	弱電設備 改修平面詳細図
	A-0 6	案内図・配置図		E-0 6	火報設備 改修平面詳細図
	A-0 7	(既存) 4・5階平面図	機械設備図		
	A-0 8	(既存) 3・4階天井伏図		M-0 1	設備特記仕様書 (1)
	A-0 9	(既存) 平面詳細図・展開図		M-0 2	設備特記仕様書 (2)

